

青葉区マスコットキャラクター「なしかちゃん」着ぐるみ貸出要綱

青 政 第 5 1 3 号

制 定 平成25年10月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青葉区が保有する青葉区マスコットキャラクター「なしかちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 「着ぐるみ」に関する一切の権利は、青葉区に属する。

(貸出目的)

第3条 青葉区は、青葉区への愛着や親しみを高めるとともに、青葉区のイメージを内外で向上させるために「着ぐるみ」を貸し出すものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として、「着ぐるみ」を使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長4日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、青葉区が必要と認めたときは、この限りでない。

(横浜市の貸出申請)

第5条 横浜市のうち青葉区以外の区局等が「着ぐるみ」の貸出しを申請する場合は、青葉区への事前連絡をもって貸出承認に変えるものとする。ただし、「着ぐるみ」の使用を希望する日の3か月前から7日前までに事前連絡を行うものとする。

(横浜市以外の貸出申請)

第6条 横浜市以外の団体・法人・事業者等（以下「団体等」という。）が「着ぐるみ」の貸出しを申請する場合は、「着ぐるみ」の使用を希望する日の3か月前から7日前までに貸出申請を行い、事前に承認を受けなければならない。

2 前項による承認を受けようとする者は、貸出申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、青葉区へ提出しなければならない。

- (1) 「着ぐるみ」を使用する予定のイベント等の資料
- (2) その他青葉区が必要と認める書類

(貸出承認)

第7条 青葉区は、前条の貸出申請があった場合は、その内容を確認し、当該使用が第3条に定める貸出目的に合致する場合は、貸出承認書（様式第2号）を団体等へ通知するものとする。

2 同一時期に第5条又は第6条による複数の貸出申請があったときは、原則として先着順に承認するものとする。

(貸出しを承認しない場合)

第8条 「着ぐるみ」の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 青葉区の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 「なしかちゃん」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) その他「着ぐるみ」の使用が適当でないと認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第9条 第7条の規定による貸出承認を受けた団体等（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた用途に使用したことがわかる写真を提出すること。ただし、雨天や震災等でイベント等が中止になった場合は、この限りではない。
- (3) 「着ぐるみ」が「青葉区マスコットキャラクターなしかちゃん」であることを明示すること。
- (4) 「着ぐるみ」を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (5) 「着ぐるみ」が破損及び汚損しないように努め、破損又は汚損が認められたときは、青葉区へすみやかに報告すること。
- (6) 水気、火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (8) 承認された貸出期間を遵守し、使用が終了次第、すみやかに青葉区へ返却を行うこと。

(使用料)

第10条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(貸出承認の取消し等)

第11条 青葉区は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者が当要綱に違反したとき。

- (2) 使用者が第7条による貸出承認に付した条件に違反したとき。
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。
 - (4) その他、着ぐるみの使用内容が不相当であると認められるとき。
- 2 青葉区は、前項の規定による貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 青葉区は、使用者に「なしかちゃん」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占制等)

- 第12条 貸出承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「なしかちゃん」を使用する権利を付与するものではない。
- 2 貸出承認は、使用者、使用するイベント等について青葉区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

- 第13条 青葉区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(原状復帰)

- 第14条 「着ぐるみ」を著しく汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。
- 2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、青葉区は使用者に対し、実費弁償を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 「着ぐるみ」を亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(損失補償等の責任)

- 第16条 青葉区は、「着ぐるみ」の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 「着ぐるみ」の使用により、使用者が第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
 - 3 使用者は、「着ぐるみ」の使用に際して故意又は過失により青葉区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を青葉区に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第17条 青葉区は、広く利用促進を図る視点から「着ぐるみ」の使用承認の状況等について公開することができる。

(管理)

第18条 「着ぐるみ」の使用管理及び当要綱に関する事務等については、青葉区区政推進課（以下「区政推進課」という。）が所管する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、「着ぐるみ」の貸出し又は使用に関し必要な事項は、別に区政推進課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 10 月 28 日から施行する。